

選挙関係罰則一覧

1 買収関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
事前買収	(1) 選挙人又は選挙運動者に対し、買収行為をし、又はその申込み若しくは約束をしたとき	3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金	221 条 1 項 1 号
	(2) 選挙人又は選挙運動者が、(1)の買収を受け、又はそれを要求し若しくはその申込みを承諾したとき		221 条 1 項 4 号
	(3) 候補者たること、候補者となろうとすることをやめさせる目的で候補者、候補者となろうとする者に対し、又は当選を辞させる目的で当選人に対し、買収行為をし、又はその申込み若しくは約束をしたとき	4 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金	223 条 1 項 1 号
	(4) 候補者、候補者となろうとする者、当選人が(3)の買収を受け、又はそれを要求し若しくはその申込みを承諾したとき		223 条 1 項 3 号
事前買収（利害誘導）	(1) 選挙人又は選挙運動者に対し、利害誘導をしたとき	3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金	221 条 1 項 2 号
	(2) 選挙人又は選挙運動者が、(1)の利害誘導に応じ若しくはこれを促したとき		221 条 1 項 4 号
	(3) 候補者たること、候補者となろうとすることをやめさせる目的で候補者、候補者となろうとする者に対し、又は当選を辞させる目的で当選人に対し利害誘導をしたとき	4 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金	223 条 1 項 1 号
	(4) 候補者、候補者となろうとする者、当選人が(3)の利害誘導に応じ若しくはこれを促したとき		223 条 1 項 3 号
事後買収	(1) 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと、又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的で、選挙人又は選挙運動者に対し、買収をし、又はその申込み若しくは約束をしたとき	3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金	221 条 1 項 3 号
	(2) 選挙人、選挙運動者、周旋勧誘をした者が、(1)の買収を受け、又はそれを要求し若しくはその申込みを承諾したとき		221 条 1 項 4 号

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
事後買収	(3) 候補者たること、候補者となろうとすることをやめたこと、当選を辞したこと、又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的で、候補者であった者、候補者となろうとした者又は当選人であった者に対し、買収をし、又はその申込み若しくは約束をしたとき	4 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金	223 条 1 項 2 号
	(4) 候補者であった者、候補者となろうとした者、当選人であった者が、(3)の買収を受け、又はそれを要求し若しくはその申込みを承諾したとき		223 条 1 項 3 号
買収等の委託	(1) 事前買収、事後買収、利害誘導をさせる目的で選挙運動者に対し金銭物品の交付をし、又はその申込み、若しくは約束をしたとき	3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金	221 条 1 項 5 号
	(2) 選挙運動者が、(1)の金銭物品の交付を受け、又はそれを要求し若しくはその申込みを承諾したとき		221 条 1 項 5 号
買収等の周旋勧誘	(1) 選挙人又は選挙運動者に対する前記の事前買収、事後買収、利害誘導、買収の委託に関し周旋又は勧誘をしたとき	4 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金	221 条 1 項 6 号
	(2) 候補者、候補者となろうとする者、当選人に対する前記の事前買収、事後買収、利害誘導に関し周旋又は勧誘をしたとき		223 条 1 項 4 号
買収及び多数人数利害誘導	(1) 財産上の利益を図る目的で、候補者、候補者となろうとする者のために、多数の選挙人又は選挙運動者に対して事前買収、事後買収、利害誘導、買収の委託、買収の周旋勧誘の行為をし、又はさせたとき	5 年以下の懲役又は禁錮	222 条 1 項 1 号
	(2) 財産上の利益を図る目的で、候補者、候補者となろうとする者のために、多数の選挙人又は選挙運動者に対し、事前買収、事後買収、利害誘導、買収の委託、買収の周旋勧誘の行為をすることを請け負い若しくは請け負わせ、又はその申込みをしたとき		222 条 1 項 2 号

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
(同前)	(3) 買収常習者が、事前買収、事後買収、利害誘導、買収の委託、買収の周旋勧誘をしたとき	5 年以下の懲役又は禁錮	222 条 2 項
公務員その他選挙事務 関係者の買収等	(1) 選挙事務関係者が当該選挙に関し、公安委員会の委員、警察官がその関係区域内の選挙に関し、選挙人、選挙運動者に対して、買収、利害誘導、買収の委託、買収の周旋勧誘の罪を犯したとき	4 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金	221 条 2 項
	(2) 選挙事務関係者が当該選挙に関し、公安委員会の委員、警察官がその関係区域内の選挙に関し、候補者、候補者となろうとする者、当選人に対し買収、利害誘導、買収の周旋勧誘の罪を犯したとき	5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金	223 条 2 項
言論買収	(1) 新聞紙、雑誌の編集その他経営を担当する者に対し、買収行為をし、又はその申込み若しくは約束をして、選挙に関する報道及び論評を掲載させたとき	5 年以下の懲役又は禁錮	223 条の 2 1 項 148 条の 2 1 項
	(2) 新聞紙、雑誌の編集その他経営を担当する者が、(1)の買収を受け、又はそれを要求し若しくはその申込みを承諾して選挙に関する報道及び論評を掲載したとき		223 条の 2 1 項 148 条の 2 2 項
候補者、選挙運動総括主宰者 又は出納責任者の買収等	(1) 候補者、選挙運動総括主宰者、出納責任者が事前買収、事後買収、利害誘導、買収の委託、買収の周旋勧誘を犯したとき	4 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金	221 条 3 項
	(2) 候補者、選挙運動総括主宰者、出納責任者等が多人数買収、多数人利害誘導の罪を犯したとき	6 年以下の懲役又は禁錮	222 条 3 項
	(3) 候補者、選挙運動総括主宰者、出納責任者等が、候補者、候補者となろうとする者、当選人に対し買収、利害誘導、買収の周旋勧誘の罪を犯したとき	5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金	223 条 3 項
	(4) 候補者、選挙運動総括主宰者、出納責任者等が、言論買収の罪を犯したとき	6 年以下の懲役又は禁錮	223 条の 2 2 項
買収等の場合の没収及び価額追徴	(1) 買収及び利害誘導に関する罪を犯した者が收受し、又は交付を受けた利益	没収	224 条

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
買収及び没収等の場合並びに追徴価額の没収	(2) 買収及び利害誘導に関する罪を犯した者が収受し、又は交付を受けた利益を没収することができないとき	価額追徴	224 条
第三者おとりの場合	第三者が候補者の当選を失わせる目的をもって、当該候補者等以外の他の候補者等その他その選挙運動員と意思を通じて、当該候補者等の総括主宰者、出納責任者、組織的選挙運動管理者等を誘導、挑発して、その者をして買収、利害誘導、言論買収、選挙費用の法定額違反等の罪を犯させたとき	1 年以上 5 年以下の懲役又は禁錮	224 条の 2 1 項
本人おとりの場合	総括主宰者、出納責任者等自身が、当該候補者等の当選を失わせる目的をもって、当該候補者等以外の候補者等その他その選挙運動員と意思を通じて、買収、利害誘導、言論買収、選挙費用の法定額違反等の罪を犯したとき	1 年以上 6 年以下の懲役又は禁錮	224 条の 2 2 項

## 2 選挙妨害関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項	
選挙の自由妨害	暴行その他による自由妨害	4 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金	(1) 選挙人、候補者、候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかったとき	225 条 1 号
			(2) 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄(き)しその他偽計(ぎけい)、詐術(さじゆつ)等不正の方法によって選挙に自由を妨害したとき	225 条 2 号
			(3) (1)に掲げる者又はその者に関係ある団体等に対する利害関係を利用して(1)に掲げる者を威迫したとき	225 条 3 号
職権乱用による自由妨害	公務員その他選挙事務関係者が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由がなく候補者又は選挙運動者に追従し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等、その職権を乱用して選挙の自由を妨害したとき	4 年以下の禁錮	226 条 1 項	

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
投票の秘密侵害	(1) 公務員その他選挙事務関係者が選挙人に対し、投票しようとし、又は投票した被選挙人の氏名の表示を求めたとき	6 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	226 条 2 項
	(2) 選挙事務関係者が選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したとき(その表示した事実が虚偽であるときも同じ。)	2 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	227 条
	(3) 投票所又は開票所で正当な理由がなくて選挙人の投票に干渉し、又は被選挙人の氏名を認知する方法を行ったとき 注 = 身体障がい者がする郵便等投票については、選挙人が投票の記載の準備に着手してから、投票用紙を郵送するまでの間の行為を行う場所は投票所とみなされる = 法 255 条 2 項	1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	228 条 1 項
	(4) 法令の規定によらないで投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出したとき	3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金	228 条 2 項
選挙事務関係者に暴行又は脅迫を加えたとき	4 年以下の懲役又は禁錮	229 条	
選挙会場の騒擾	投票所、開票所、選挙会場を騒擾(そうじょう)したとき		
投票箱等の抑留、毀壊又は奪取	投票、投票箱その他関係書類を抑留、毀壊又は奪取したとき		
多衆集合による選挙妨害	(1) 多衆集合して選挙人、候補者、候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかしたとき	ア 首謀者 = 1 年以上 7 年以下の懲役又は禁錮 イ 他人を指揮し又は他人に率先して勢いを助けた者 = 6 月以上 5 年以下の懲役又は禁錮 ウ 付和随行者 = 20 万円以下の罰金又は科料 エ 公務員の解散命令三回以上に及んでも解散しないとき 首謀者 = 2 年以下の禁錮 その他の者 = 20 万円以下の罰金又は科料	230 条 229 条
	(2) 多衆集合して選挙事務関係者に暴行又は脅迫を加えたとき		
	(3) 多衆集合して投票所、開票所、選挙会場を騒擾(そうじょう)したとき		
	(4) 多衆集合して投票、投票箱その他関係書類を抑留、毀壊又は奪取したとき		
	(5) 多衆集合して、交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説をしたとき		

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
凶器携帯	(1) 選挙に関し凶器を携帯したとき	2 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	231 条
	(2) 凶器を携帯して投票所、開票所、選挙会場に入ったとき	3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金	232 条
	(3) 前記(1)及び(2)の罪を犯した場合の携帯凶器	没収	233 条

### 3 選挙犯罪のせん動関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
演説、新聞、雑誌その他 の方法による場合	演説又は新聞紙、雑誌、ピラ、電報、ポスター、その他どのような方法であっても、買収及び利害誘導に関する罪（221～223）又は選挙妨害罪（225、228～232）を犯させる目的で人をせん動したとき	1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	234 条

### 4 虚偽事項の公表関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
虚偽事項の公表	(1) 当選を得又は得させる目的で、候補者、候補者となろうとする者の身分、職業、経歴、その者の政党その他の団体への所属、又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦、支持に関し、虚偽の事項を公にしたとき	2 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	235 条 1 項
	(2) 当選を得させない目的で、候補者、候補者となろうとする者に関し、虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にしたとき	4 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金	235 条 2 項
氏名等の虚偽表示	当選を得若しくは得させ又は得させない目的で、真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして、郵便等、電報、電話又はインターネット等を利用する方法により通信したとき	2 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	235 条の 5

5 選挙の公正阻害関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
新聞及び雑誌が公正を害する場合	虚偽事項等の掲載	新聞紙又は雑誌が選挙に関する報道又は評論を掲載する場合に、虚偽の事項を記載し、又は事実をゆがめて記載する等、表現の自由を乱用して、選挙の公正を害したとき（その実際の編集担当者又は経営担当者）	2 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金  235 条の 2 1 号 148 条 1 項ただし書き 201 条の 15 1 項
	選挙記事の掲載	選挙記事を書けない新聞紙及び雑誌が、選挙運動の期間中及び投票日当日、選挙に関する報道又は評論を掲載したとき（その実際の編集担当者又は経営担当者）	235 条の 2 2 号 148 条 3 項
	以外の選挙記事の掲載	選挙記事の書けない機関新聞紙又は機関雑誌（号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを含む。）が、選挙運動の期間中及び投票日の当日、選挙に関する報道又は評論を掲載したとき（その実際の編集担当者又は経営担当者）	235 条の 2 2 号 201 条の 15
	選挙記事の掲載	当選を得若しくは得させ又は得させない目的で、新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道又は評論を掲載し、又は掲載させたとき	235 条の 2 3 号 148 条の 2 3 項
	記事の掲載	新聞紙、雑誌、放送局が、選挙に関し、公職に就くべきものを予想する人気投票の経過又は結果を公表したとき（その実際の編集担当者又は経営担当者若しくは放送をさせた者）	242 条の 2 138 条の 3
放送による場合	等の放送	日本放送協会又は基幹放送事業者が、選挙に関し虚偽の事項を放送し、又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を乱用して選挙の公正を害したとき（その放送者又は編集者）	235 条の 4 1 号 151 条の 3 ただし書き
	許された放送設備以外の	公職選挙法で規定している以外の放送設備を使用して、選挙運動のために放送をし、又は放送させたとき	235 条の 4 2 号 151 条の 5

## 6 不正登録及び不正投票関係等

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
不正登録関係	(1) 詐欺の方法によって選挙人名簿に登録をさせたとき	6 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	236 条 1 項
	(2) 選挙人名簿に登録させる目的で、住民基本台帳の転入届に関し虚偽の届出をすることによって選挙人名簿に登録させたとき		236 条 2 項
	(3) 投票をしようとする選挙人が本人であるかどうか確認のための宣言をする場合に虚偽の宣言をしたとき	20 万円以下の罰金	236 条 3 項 50 条 1 項
不正投票関係	(1) 選挙人でない者が投票をしたとき	1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	237 条 1 項
	(2) 氏名を詐称しその他詐偽(さぎ)の方法によって投票をし、又は投票をしようとしたとき	2 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	237 条 2 項
	(3) 投票を偽造し、又はその数を増減したとき	3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金	237 条 3 項
	(4) 公務員その他選挙事務関係者が投票を偽造し、又はその数を増減したとき	5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金	237 条 4 項

## 7 立会人等が義務を怠る関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
立会人等が義務を怠る関係	(1) 立会人が正当な理由がなくて義務を欠くとき	20 万円以下の罰金	238 条
	(2) 代理投票の記載補助者が選挙人の指示する候補者等の氏名を記載しなかったとき	2 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	237 条の 2 48 条 2 項 49 条 3 項

## 8 立候補届出関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
立候補に関する虚偽宣誓関係	立候補届出書の添付書類である宣誓書で虚偽の宣誓をしたとき(選挙管理委員会の告発による)	30 万円以下の罰金	238 条の 2 1 項 86 条の 4 4 項 ほか



## 9 選挙運動関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
事前運動関係	立候補の届出前に選挙運動をしたとき	1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	239 条 1 項 1 号 129 条
投票日当日の選挙運動関係	投票日当日、選挙運動をしたとき		
選挙事務所関係	(1) 選挙事務所を法定数を超過して設置し、 又は 1 日につき 2 回以上移動したとき	30 万円以下の罰金	240 条 1 項 1 号 " 1 号の 2 131 条
	(2) 投票日当日投票所を設けた場所の入口 から 300m 以内の区域に選挙事務所を設 置したとき		240 条 1 項 2 号 132 条
	(3) 選挙運動のために休憩所その他これに 類似する設備を設けたとき		240 条 1 項 3 号 133 条
	(4) 選挙事務所の閉鎖を選挙管理委員会か ら命ぜられて、これに従わないとき	1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	239 条 1 項 2 号 134 条
	(5) 候補者又は推薦届出者以外の者が選挙 事務所を設置したとき	6 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	241 条 1 号 130 条 1 項
	(6) 選挙事務所の設置及び異動の届出を怠 ったとき	20 万円以下の罰金	242 条 1 項 130 条 2 項
	(7) 掲示することのできる文書図画の数を 超過して掲示したとき	2 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金	243 条 1 項 4 号 143 条 7 項
一般の選挙運動関係	戸別訪問 投票を得若しくは得させ又は得させない 目的で、戸別訪問をしたとき	1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	239 条 1 項 3 号 138 条 2 項
	戸別訪問とみ なされる行為 選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若 しくは演説を行うことについて告知する行 為、又は候補者の氏名若しくは政党その他の 政治団体の名称を言い歩く行為をしたとき		
	署名運動 投票を得若しくは得させ又は得させない 目的で、選挙人に対して署名運動をしたとき		239 条 1 項 4 号 138 条の 2
	飲食物提供 選挙運動に関し、飲食物（茶菓を除く。） 又は制限数以上の弁当を提供したとき	2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	243 条 1 項 1 号 139 条
	船舶、 自動車、 拡声器 (1) 自動車、船舶及び拡声機を法定数を超 えて使用したとき		243 条 1 項 2 号 141 条 1 項

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
一般の選挙運動関係	自動車、 船舶、 拡声器	(2) 自動車又は船舶に乗る者の制限に違反して、一定の腕章を着用しないで乗車又は乗船したとき	243 条 1 項 2 号の 2 141 条の 2
		(3) 車上の選挙運動の禁止に違反して選挙運動したとき	243 条 1 項 2 号の 3 141 条の 3
		(4) 自動車、船舶及び拡声機の使用につき、表示をしなかったとき	244 条 1 項 2 号 141 条 5 項
	る行為 を張る	選挙運動のため、自動車を連れ、又は隊伍を組んで往来する等氣勢を張る行為をしたとき	244 条 1 項 1 号 140 条
言論による選挙運動関係		(1) 法定の個人演説会以外に選挙運動のための演説会を開催したとき	243 条 1 項 8 号の 3 164 条の 3 1 項
		(2) 公職の候補者以外の者が 2 人以上の公職の候補者の合同演説会を又は候補者届出政党以外の者が 2 以上の候補者届出政党の合同演説会を及び衆議院名簿届出政党等以外の者が 2 以上の衆議院名簿届出政党等合同演説会を開催すること	243 条 1 項 8 号の 3 164 条の 3 2 項
		(3) 標旗を掲げ、演説者がその場所にとどまって、街頭演説をすべきにもかかわらず、これに違反して街頭演説をしたとき	243 条 1 項 8 号の 4 164 条の 5 1 項
		(4) 街頭演説で、一定の腕章を着けないで選挙運動に従事したとき	243 条 1 項 8 号の 6 164 条の 7 2 項
		(5) 連行行為の禁止に違反して連行行為をしたとき	243 条 1 項 1 号の 2 140 条の 2 1 項
		(6) 街頭演説で、公務員の請求に対し、標旗の提示を拒んだとき	244 条 1 項 5 号の 2 164 条の 5 4 項
		(7) 午後 8 時から翌日午前 8 時までの間に街頭演説をしたとき	244 条 1 項 6 号 164 条の 6 1 項

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
言論による選挙運動関係	(8) 近接して選挙が行われる場合に、1つの選挙の投票日当日、その投票所を閉じる時刻までの間、投票所の入口から300m以内の区域で選挙運動のための演説会(演説を含む。)を開き、若しくは連呼行為又は街頭演説をしたとき	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	243条1項9号 165条の2
	(9) 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。) 汽車、電車、バス、船舶(選挙運動用船舶を除く。) 停車場、鉄道地内、病院、診療所、その他の療養施設で、選挙運動のための演説又は連呼行為をしたとき		243条1項10号 166条
文書による選挙運動関係	(1) 選挙運動用通常葉書又は選挙運動用ビラを制限枚数を超えて頒布し、又はこれ以外の文書図画を頒布したとき	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	243条1項3号 142条1項
	(2) 選挙運動のために使用する回覧板、その他の文書図画、看板(プラカードを含む)の類を多数の者に回覧したとき		243条1項3号 142条12項
	(3) 選挙運動用電子メールを事前に選挙運動用電子メールの受信に同意した者等以外に送信したとき		243条1項 3号の2 142条の4 2項、3項、5項
	(4) インターネット等を利用する方法を用いて、候補者の氏名等を表示した有料広告をしたとき		243条1項 3号の3 142条の6
	(5) 選挙運動用電子メールで頒布する文書図画に、選挙運動用電子メールである旨、送信者の氏名又は名称、電子メールアドレスなどを表示しなかったとき	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金	244条1項 2号の2 142条の4 5項
	(6) 当選を得させないための活動に使用する電子メールに、発信者のメールアドレス及び氏名又は名称を表示しなかったとき		244条1項 2号の3 142条の5 2項
	(7) 法定のポスター、立札、ちょうちんび看板の類以外の文書図画を掲示したとき	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	243条1項4号 143条1項
	(8) 候補者に認められた、たすき、腕章、腕章の類以外の文書図画を掲示したとき		243条1項4号 143条1項3号

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
文 書 に よ る 選 挙 運 動 関 係	(9) 選挙運動のために使用するポスター（5号ポスターを除く。）立札、ちょうちん、看板の類を、規格を超えるものを使用し、又は法定数を超えて使用したとき	2年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金	243条1項4号 143条
	(10) 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン、電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示したとき		243条1項4号 143条2項
	(11) 選挙運動用ポスター（5号ポスター）を法定数を超えて掲示し、又は選挙管理委員会の検印を受けないで、又は交付された証紙をはらないで掲示したとき		243条1項4号 144条
	(12) 5号ポスターの規格を超えるもの、又は5号ポスターに掲示責任者、印刷者の氏名、住所を記載しないで掲示したとき	1年以下の禁錮又は 30万円以下の罰金	244条1項3号 145条1項、2項
	(13) 5号ポスターを、国又は地方公共団体が所有し管理するもの、不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所に掲示し、又は居住者、管理者若しくは所有者の承諾を得ないで掲示したとき		
	(14) 選挙運動の期間中、著述、演芸等の広告その他の名目で、頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名等を表示する文書図画を頒布し、又は掲示したとき	2年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金	243条1項5号 146条1項
	(15) 選挙運動の期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、候補者の推薦届出者その他の選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これに類似する挨拶状を選挙区内に頒布し、又は掲示したとき		243条1項5号 146条2項
	(16) 新聞広告の制限に違反して広告をしたとき		243条1項7号 149条4項

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
文書による選挙運動関係	(17) 選挙に関する報道及び評論を掲載した新聞紙又は雑誌若しくは新聞広告を通常の方法によらないで頒布し、又は指定された場所以外の場所に掲示したとき	2 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金	243 条 1 項 6 号 148 条 2 項 149 条 5 項
	(18) (19)以外の文書図画の撤去の処分に従わなかったとき		243 条 1 項 5 号の 2 147 条(3 号、4 号を除く。)
	(19) 選挙事務所、選挙運動用自動車（船舶）若しくは個人演説会場に掲示した文書図画又は(13)のポスターの撤去の処分に従わなかったとき	1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	244 条 1 項 4 号 147 条 3 号、4 号
その他の選挙運動	(1) 教育者が、その教育上の地位を利用して選挙運動をしたとき		239 条 1 項 1 号 137 条
	(2) 18 歳未満の者が選挙運動をし、又はこれを使用して選挙運動をしたとき		239 条 1 項 1 号 137 条の 2
	(3) 選挙権及び被選挙権を有しないのに選挙運動をしたとき		239 条 1 項 1 号 137 条の 3
	(4) 投票管理者、開票管理者、選挙長等在職中その関係区域内で選挙運動を禁止されている選挙事務関係者が選挙運動をしたとき 不在者投票管理者が不在者投票に関しその者の業務上の地位を利用して選挙運動をしたとき	6 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	241 条 2 号 135 条
	(5) 在職中、選挙運動のできない特定公務員が選挙運動をしたとき		241 条 2 号 136 条
	(6) 公務員等が、その地位を利用して選挙運動をしたとき	2 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	239 条の 2 2 項 136 条の 2 1 項
	(7) 公務員が、その地位を利用して、候補者、候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し支持し又は反対する目的で、また、候補者、候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である公務員等が候補者として推薦され支持される目的で選挙運動類似行為をしたとき		

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
その他選挙運動関係	(8) 正当な理由なく証紙等を返還しなかったとき	1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	244 条 1 項 7 号
	(9) 交付を受けた証紙等を他人に譲渡したとき		177 条 1 項 244 条 1 項 8 号 177 条 2 項
	(10) 選挙期日後、当選又は落選に関する挨拶行為の制限に違反して、選挙人に対し、挨拶行為をしたとき	30 万円以下の罰金	245 条 178 条

#### 10 選挙運動に関する収支の規制関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
選挙運動に関する収支の規制関係	(1) 出納責任者が届出前に候補者の推薦、支持、反対その他の運動のために寄附を受け又は支出をしたとき	ア 3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金	246 条 1 号 184 条
	(2) 出納責任者が会計帳簿を備えず、又は会計帳簿に記載せず、若しくはこれに虚偽の記入をしたとき	イ 情状により併科 (250 条 1 項) ウ 重大な過失の場合も処罰、ただし情状により減輕 (250 条 2 項)	246 条 2 号 185 条
	(3) 出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者が明細書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき		246 条 3 号 186 条
	(4) 立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除くほか出納責任者の支出権限に属する選挙運動に関する支出を、その承諾を得ないでしたとき		246 条 4 号 187 条 1 項
	(5) 出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出をした者が、その支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴せず、若しくは意思を通じて支出をした者が領収書等を出納責任者に送付せず、又はこれに虚偽の記入をしたとき		246 条 5 号 188 条 2 項
	(6) 出納責任者が収支の報告書若しくはこれに添付すべき書面の写しの提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき		246 条 5 号の 2 189 条 1 項

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
選挙運動に関する収支の規制関係	(7) 出納責任者が異動交代をした場合に、事務の引継ぎをしないとき	ア 3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	246条6号 190条
	(8) 出納責任者が会計帳簿、明細書又は領収書その他の支出を証すべき書面を3年間保管せず、又はこれらの書面に虚偽の記入をしたとき	イ 情状により併科(250条1項) ウ 重大な過失の場合も処罰、ただし情状により減輕(250条2項)	246条7号、8号 191条
	(9) 候補者その他の関係人が、収支報告書の調査に関する選挙管理委員会の要求があったのに、その報告若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき	ウ 重大な過失の場合も処罰、ただし情状により減輕(250条2項)	246条9号 193条
	(10) 出納責任者が選挙費用の法定制限額を超えて支出をし、又はさせたとき		247条 196条

#### 11 寄付の制限・規制関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
特定の寄付の禁止違反(その1)	(1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して、その地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者が、その選挙に関して寄附をしたとき	ア 3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金 イ 情状により併科	248条 199条1項
	(2) 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受け、又は資本金、基本金等の出資、拠出を受けている会社その他の法人がその地方公共団体の議会の議員若しくは長にかかる公職の候補者、これらの者にかかる資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対して政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附をしたとき	イ 情状により併科(公職選挙法に限る)(250条1項) ウ 重大な過失の場合も処罰、ただし情状により減輕(250条2項)	規正法26条の2 1号 同22条の3 4項
	(3) 政治活動(選挙運動含む。)に関し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしたとき	エ 会社その他の法人の場合はその役員がアの形に処せられる。(規正法関係では団体も処罰される。=規正法28条の3)	規正法26条の2 4号 同22条の6 1項

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
寄附の勧誘、要求及び受領の禁止違反（その1）	(1) 選挙に関し寄附を禁止されている者に対し寄附を勧誘し、又は要求したとき	ア 3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	249条 200条1項
	(2) 選挙に関し寄附を禁止されている者から寄附を受けたとき	イ 情状により併科 (公職選挙法に限る)(250条1項)	249条 200条2項
	(3) 外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附を受けたとき	ウ 重大な過失の場合も処罰、ただし	規正法26条の2 3号 同22条の5
	(4) 政治活動(選挙運動を含む。)に関し寄附を禁止されている者に対し、それを知りながら寄附を勧誘し、又は要求したとき	エ 情状により減輕 (250条2項)	規正法26条の2 2号 同22条の3 5項
	(5) 政治活動(選挙運動を含む。)に関し寄附を禁止されている者と知りながら寄附を受けたとき	オ 会社その他の法人の場合はその役員がアの形に処せられる。(規正法	規正法26条の2 3号 同22条の3 6項
	(6) 政治活動(選挙運動を含む。)に関し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附を受けたとき	関係では団体も処罰される。=同前)	規正法26条の2 3号 同22条の6 3項
特定の寄附の禁止違反（その2）	(1) 候補者等の政治活動(選挙運動を除く。)に関して寄附(金銭によるものに限る。)をしたとき(例外=政治団体に対するもの)	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金 (団体の場合はその	規正法26条1号 同21条の2 1項
	(2) 会社、労働組合その他の団体(政治団体を除く。)が政治活動(選挙運動を含む。)に関して寄附をしたとき(例外=政党、政治資金団体に対するもの)	役員又は構成員として違反行為をした者のほか団体も処罰される。=同上)	規正法26条1号 同21条1項
	(3) 定められた制限金額を超えて政治活動(選挙運動を含む。)に関し寄附をしたとき(例外=資金管理団体の届出をした候補者等が政党から受けた寄附をその資金管理団体に対してするもの、遺贈によってするもの)		規正法26条1号 同21条の3 3号
	(4) 政党及び政治資金団体以外の同一の者に対し、年間制限額を超えて政治活動(選挙運動を含む。)に関し寄附をしたとき(例外=政治団体がするもの、資金管理団体の届出をした候補者等がその資金管理団体に対してするもの、遺贈によってするもの)		規正法26条1号 同22条



区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
特定違反(その2) 寄附の禁止	(5) 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社が、政治活動(選挙運動を含む。)に関して寄附をしたとき	50万円以下の罰金 (会社の役職員として違反行為をした者のほか会社も処罰される = 同前)	規正法 26 条の 3 1 号 同 22 条の 4 1 項
寄附の勧誘、要求及び受領の禁止違反(その2)	(1) 候補者等が政治活動(選挙運動を除く。)に関して寄附(金銭によるものに限る。)をうけたとき	1 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金 (団体の場合はその役職員又は構成員として違反行為をした者のほか団体も処罰される。 = 同上)	規正法 26 条 3 号 同 22 条の 2
	(2) 会社、労働組合その他の団体(政治団体を除く。)が政治活動(選挙運動を含む。)に関してする寄附を受けたとき(例外 = 政党、政治資金団体に対するもの)		
	(3) 定められた制限金額を超えてされた政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附を受けたとき(例外 = 資金管理団体の届出をした候補者等が政党から受けた寄附をその資金管理団体に対してするもの、遺贈によってするもの)		
	(4) 政党及び政治資金団体以外の同一の者に対し、年間制限額を超えてされた政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附を受けたとき(例外 = 政治団体がするもの、資金管理団体の届出をした候補者等がその資金管理団体に対してするもの、遺贈によってするもの)		
	(5) 会社、労働組合その他の団体(政治団体を除く。)に対して政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附を勧誘し、又は要求したとき(例外 = 政党、政治資金団体に対するもの)		
	(6) 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社がするものであることを知りながら政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附を受けたとき		50 万円以下の罰金 (団体の場合はその役職員又は構成員として違反行為をした者のほか団体も処罰される。 = 同上)

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
寄附の勧誘、要求及び受領の禁止違反（その2）	(7) 政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附をあっせんする場合に、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫するなど不当に意思を拘束するような方法であつせん行為をしたとき	6 月以下の禁錮又は30 万円以下の罰金 （団体の場合はその役職員又は構成員として違反行為をした者のほか団体も処罰される。= 同前）	規正法 26 条の 4 1 号 同 22 条の 7 1 項
	(8) 政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附をあっせんする場合に、意思に反してその者の賃金、工賃、下請代金等から控除する方法で寄附を集めたとき	20 万円以下の罰金 （団体の場合はその役職員又は構成員として違反行為をした者のほか団体も処罰される。= 同上）	規正法 26 条の 5 1 号 同 22 条の 7 2 項
候補者等の寄附の制限違反	(1) 候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者が、その選挙に関し、選挙区内にある者に対し寄附をしたとき（例外 = 政党その他の政治団体又はその支部、親族に対するもの、特定の政治教育集会等に関する実費の補償）	1 年以下の禁錮又は30 万円以下の罰金	249 条の 2 1 項 199 条の 2 1 項
	(2) 候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者が、選挙区内にある者に対して通常一般の社交の程度を超えて寄附をしたとき		249 条の 2 2 項 199 条の 2 1 項
	(3) 候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者が、その選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えない寄附をしたとき（例外 = 結婚披露宴に自ら出席しその場でする祝儀の供与、葬式に自ら出席してその場でする香典の供与又は葬儀の日までの間に自ら弔問しその場でする香典の供与）	50 万円以下の罰金	249 条の 2 3 項 199 条の 2 1 項
	(4) 候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者を名義人としてその選挙区内にある者に対する寄附をしたとき（例外 = 親族にたいするもの、特定の政治教育集会等に関する実費の補償）	50 万円以下の罰金 （団体の場合はその役職員又は構成員として違反行為をした者が処罰される。）	249 条の 2 4 項 199 条の 2 2 項

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
寄附の勧誘及び要求禁止違反	(1) 候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者を威迫して、その選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求したとき	1 年以下の懲役若しくは禁錮又は 30 万円以下の罰金	249 条の 2 5 項 199 条の 2 3 項
	(2) 候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者の当選又は被選挙権を失わせる目的で、その選挙区内にある者に対する寄附(その選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないもの以外の寄附。)を勧誘し、又は要求したとき	3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金	249 条の 2 6 項 199 条の 2 3 項
	(3) 候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者を名義人とするその選挙区内にある者に対する寄附について、交渉の候補者等以外の者を、威迫して勧誘し、又は要求したとき	1 年以下の懲役若しくは禁錮又は 30 万円以下の罰金 (団体の場合はその役職員又は構成員として違反行為をした者が処罰される。)	249 条の 2 7 項 199 条の 2 4 項
候補者等寄附の制限違反	候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者が、その役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、その選挙に関し、選挙区内にある者に対し、これらの者の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしたとき(例外 = 政党その他の政治団体又はその支部にたいする寄附)	50 万円以下の罰金 (役職員又は構成員として違反行為をした者が処罰される。)	249 条の 3 199 条の 3
公職した団体の候補者の氏名等を冠	候補者、候補者となろうとする者、公職にある者の氏名、又は氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体が、その選挙に関し、選挙区内にある者に対し寄附をしたとき(例外 = 政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該候補者等に対し寄附をする場合)	50 万円以下の罰金 (役職員又は構成員として違反行為をした者が処罰される。)	249 条の 4 199 条の 4

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
後援団体に関する寄附等制限違反	(1) 後援団体が、選挙ごとに定められた一定期間内に選挙区内にある者に対し寄附をしたとき(例外 = 政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該候補者等に対し寄附をする場合)	50万円以下の罰金 (会社、法人、団体の場合はその役職員又は構成員として違反行為をした者が処罰される。)	249条の5 1項 199条の5 1項
	(2) 後援団体が、選挙区内にある者に対し、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関しない寄附をしたとき、又は花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をしたとき		
	(3) 後援団体の総会、集会又は見学、旅行その他の行事で、選挙ごとに定められた一定期間内に選挙区内にある者に対し供応接待、金銭、記念品その他の物品を供与したとき	249条の5 2項 199条の5 2項	
	(4) 候補者、候補者となろうとする者、公職にある者が、選挙ごとに定められる一定期間内に、その候補者、候補者となろうとする者、公職にある者にかかわる後援団体に対し寄附をしたとき	249条の5 4項 199条の5 3項	

## 12 政治活動の規制関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
政党その他の政治団体の政治活動の規制関係	(1) 政治活動の制限に違反したとき	100万円以下の罰金 (政党その他の政治活動を行う団体の役職員又は構成員として違反行為をした者が罰せられる。)	252条の3 1項 201条の8 1項、3項 201条の9 1項
	(2) 政談演説会の開催の届出をあらかじめしないで、政談演説会を開催したとき		252条の3 1項 201条の11 2項
	(3) 午後8時から翌日午前8時までの間に街頭政談演説を開催したとき		252条の3 1項 201条の12 1項
	(4) 近接して選挙が行われる場合、一つの選挙の当日その投票所を閉じる時刻までの間、投票所の入口から300m以内の区域で政談演説会又は街頭政談演説を開き、若しくは連呼行為をしたとき		252条の3 1項 201条の12 2項

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
政党その他の政治団体の政治活動の規制関係	(5) 連行行為の禁止、候補者の氏名記載の禁止及び文書図画の頒布場所の制限に違反して政治活動をしたとき	100 万円以下の罰金 ( 政党その他の政治活動を行う団体の役員)	252 条の 3 1 項 201 条の 13 1 項
	(6) 届出をした機関新聞紙及び機関雑誌を通常の方法( 発行期間が 6 か月未満のものは、政談演説会場で頒布する場合に限る。発行期間が 6 か月以上のものは、告示前 6 か月間平常に行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特例の方法を含まない。) により頒布せず、又は指定の場所以外に掲示したとき	職員又は構成員として違反行為をした者が罰せられる。)	252 条の 3 1 項 201 条の 15 1 項
	(7) 政治活動用自動車に所定の表示をしなかったとき	50 万円以下の罰金	252 条の 3 2 項 201 条の 11 3 項
	(8) 政談演説会の開催につき告知用の立札及び看板の類に所定の表示をしなかったとき		252 条の 3 2 項 201 条の 11 8 項
	(9) 政治活動用ポスターを所定の検印を受けないで、又は交付された証紙をはらないで掲示したとき		252 条の 3 2 項 201 条の 11 4 項
	(10) 政治活動用ポスター及びピラの表面に所定の記載をせずに掲示又は頒布したとき		252 条の 3 2 項 201 条の 11 5 項
	(11) 政治活動用ポスターを、掲示を禁止されている公共施設等に掲示し、又は居住者等の承諾を得ないで掲示したとき		252 条の 3 2 項 201 条の 11 6 項
	(12) 政談演説会告知用の立札及び看板の類を、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しないで掲示したとき		252 条の 3 2 項 201 条の 11 9 項
	(13) 違法な政治活動用ポスター、立札及び看板の類の撤去の処分に従わなかったとき		252 条の 3 2 項 201 条の 11 11 項
	(14) 選挙運動の期間前に掲示されたポスターに氏名等を記載された者が候補者となった日にポスターを撤去せず、撤去の処分に従わなかったとき		252 条の 3 2 項 201 条の 14

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
候補者等の氏名等を表示した文書図画の掲示による政治活動の規制関係	(1) 候補者等の氏名又は氏名類推事項を表示した政治活動用文書図画を掲示したとき	2 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金	243 条 1 項 4 号 143 条 16 項 ~ 19 項
	(2) 後援団体の名称を表示した政治活動用文書図画を掲示したとき (例外) 立札、看板類で事務所ごとに通じて 2 以内(総数は指定都市の長にかかるもの 10 以内、都道府県及び市・区の議会議員、一般市・区の長にかかるもの 6 以内、町村の議会の議員及び長にかかるもの 4 以内、後援団体の場合はすべての後援団体を通じて上記の数以内)に限り提示するもので、選挙管理委員会の定める表示をした縦 150 cm、横 40 cmを超えないもの ポスターで、ベニヤ板などで裏打ちをしたもの以外のもの(事務所、連絡所、後援団体の構成員であることを表示したもの及び任期満了日の 6 月前の日からその選挙の投票日までの間など一定期間内に掲示するものを除く。) 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会などの集会の会場において、その集会の開催中使用されるもの 確認団体が適法に使用することができるもの		
	(3) (1)又は(2)の違法な政治活動用ポスター、立札、看板の類の撤去の処分に従わなかったとき		243 条 1 項 5 号の 2 147 条 2 号

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
あいさつを目的とする有料 広告に関する規制違反	(1) 候補者等及び後援団体が、選挙区内に対する主としてあいさつ(年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつ及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつに限る。)を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載させ、又は一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者若しくは有線ラジオ放送を行う者の放送設備により放送させたとき	50万円以下の罰金 (団体の場合はその役職員又は構成員として違反行為をした者が処罰される。)	235条の6 1項 152条1項
	(2) 候補者等及び後援団体の役職員若しくは構成員を威迫して、上記の広告を掲載させ又は放送させることを求めたとき	1年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金	235条の6 2項 152条2項

### 13 偽証罪関係

区分	犯罪概要	罰 則	根拠条項
選挙人等の 偽証罪	選挙又は当選の効力に関する異議の申立又は審査の申立で、選挙人その他の関係人が出頭及び証言を求められた際に、虚偽の陳述をしたとき(当該選挙管理委員会の告発による。)	3月以上5年以下の禁錮 ただし、情状により減輕又は免除	253条 212条2項